

砂川市総合計画審議会条例

平成 11 年 6 月 25 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 本市の長期総合計画を調査審議するため、砂川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、砂川市総合計画（以下「総合計画」という。）について必要な事項を調査審議し、又は意見を具申するものとする。

(構成)

第 3 条 審議会は、委員 21 人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長の諮問に係る当該調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会が必要があると認めたときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務部広報広聴課において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。